

<b>Title</b>	戦国期における守護権力の変質と有力被官：近江伊庭氏を事例に
<b>Author</b>	新谷, 和之
<b>Citation</b>	人文研究. 65 巻, p.25-46.
<b>Issue Date</b>	2014-03
<b>ISSN</b>	0491-3329
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学大学院文学研究科
<b>Description</b>	堀内達夫教授退任記念

Placed on: Osaka City University Repository

## 戦国期における守護権力の変質と有力被官——近江伊庭氏を事例に——

新谷和之

一五世紀半ば以降、各地の守護は分国に戻り、地域支配に専念するようになる。その際、守護はそれまで分国支配の実権を握っていた有力被官と対立し、抗争の結果、戦国大名が生まれると理解されている。しかし、守護被官が権力内で一定の権能を果たすことは、守護の支配に必要とされる面もあり、当該期の権力抗争を守護と被官の矛盾の面のみで捉えるのは適切ではない。本稿は、この点について近江のケースをもとに考察した。一六世紀前半、近江守護六角氏は二度にわたる抗争の末、守護代の伊庭氏を排斥した。その原因は、伊庭氏が強大な権限を握り、六角氏当主との矛盾を深めたことにあると考えられている。だが、伊庭氏の権限は六角氏権力内で容認されており、伊庭氏自身も六角氏権力の枠を逸脱しようとはしなかった。この事件の契機は、室町幕府將軍家の分裂という政治問題にある。六角氏の有力被官として中央と地方の双方につながりをもった伊庭氏は、細川京兆家の要請や自身の被官からの突き上げを受け、六角氏と対立する道を選んだのである。当該期の抗争は、権力内の覇権争いととどまらず、政治・社会の変動に伴う構造的な問題と捉えられる。

## はじめに

室町幕府のもとで地方支配にあたった守護は、室町期には在京し、分国支配の実質は守護代以下の被官が担った。一五世紀半ば以降、幕府を中心とする政局が混迷を極めるなか、守護の多くは在国し、分国支配に専念するようになる。かかる一連の動向を、戦国大名による地域「国家」の形成過程<sup>1)</sup>とみるか、幕府—守護体制の変質過程<sup>2)</sup>とみるかで学説は大きくわかれる。ただし、前者は武家権力の展開史、後者は

中世国家論として立論されており、必ずしも共通の土俵で議論が交わされてきたわけではない。いずれが本質かを性急に求めるのではなく、地域権力の変質の要因を政治・社会の変動と絡めて構造的に説明することがまずは求められよう。

その一環として、本稿では、当該期における権力内部の抗争に着目する。在国した守護家当主と、分国支配の実質を担う守護代クラスの有力被官が対立する現象は各地で見られる。その結果、当主が被官を滅ぼしたり、被官が当主を追放する「下剋上」が起き、室町期に比べ相対的に強い武家の支配が実現する。分裂・抗争から統合に至る過程

は一樣ではないものの、こうした構図自体は普遍的にみられ、まさに室町期から戦国期にかけての権力の変質を象徴する現象といえる。

戦国大名の成立を重視する立場からすると、特定の被官が支配の実権を握る状況は克服されるべきものであり、当主―被官の対立は必然とみなされる。黒田基樹は、守護家当主と最有力被官（家宰）がともに領域権力化の志向を強めた結果、両者の抗争が起き、家と分国支配権を統一した新たな支配権が一五世紀半ばに生み出されたとする<sup>③</sup>。一方、川岡勉は、こうした抗争を幕府―守護体制の変質に伴う現象とみなす。一五世紀半ば以降、幕府・守護の相互補完の支配体制が動揺するなか、守護のもとにあった諸権限を守護被官や国人が掌握しようとする状況が列島各地で生じたと川岡はいう<sup>④</sup>。

抗争の要因を権力の志向性の変化に求めるか、国家的枠組の動揺に求めるかの違いはあるものの、その内実を分国内の覇権争いとみる点で両者は共通する。しかし、守護被官が権力内で一定の権能を果たすことは、守護の支配に必要とされる面もある。結果として抗争が起きたとしても、そこに至るまでの守護家当主―被官の関係を矛盾の面のみで捉えるべきではない。彼ら有力被官が、守護の分国支配に携わるなかで中央政界とのつながりをもったり、在地社会に深く介入していくことを想起するならば、当該期の抗争についても広く中央と地方の政治・社会の構造を踏まえて再評価すべきであると考える。

以上の問題意識から、本稿では近江守護六角氏とその被官である伊庭氏の関係の推移を追うことにする。近江は、幕府の置かれた京都に

ほど近く、幕府の有力な経済基盤の一つであった。また、農業生産や商業・流通、宗教などの面でのネットワークが強固に形成され、在地社会の成熟が顕著にみられる。それゆえに、近江の事例は室町期から戦国期にかけての政治・社会のうねりを集約的に現していると考ええる。伊庭氏は、南北朝・室町期の近江では複数ある守護代のうちの一人であったとされる。一五世紀中頃の家督内紛を経て、伊庭氏はそれまで複数の守護代がもっていた権限を一元的に掌握し、分国支配の中核を担う。しかし、当主や奉行人層との対立を徐々に深め、一六世紀前半、二度にわたる「伊庭氏の乱」で排斥されたと理解されている<sup>⑤</sup>。

伊庭氏の強大化の背景として、宮島敬一は、伊庭氏が六角氏に先駆けて地域の相論を裁定し、地域社会から実質的な公権力とみなされたことを重視する<sup>⑥</sup>。一方、今岡典和は、幕府や権門との直接的なつながりが伊庭氏の権限の源泉にあり、六角氏は幕府との関係を深めることで初めて伊庭氏を排斥できたと論じる<sup>⑦</sup>。伊庭氏の権限を「上から」保証されたものとみるか「下から」の積み上げとみるかで評価はかわれるが、伊庭氏が守護代の地位を梃子に台頭したこと、伊庭氏の強大化が六角氏との矛盾を孕むものであったことは双方とも認めている。

だが、村井祐樹は、六角氏が幕府と対立した際、伊庭氏は基本的に六角方として活動しており、「伊庭氏の乱」の直前まで両者は協力関係にあったという<sup>⑧</sup>。村井のいうように、両者の対立の要因を伊庭氏の強大化に求めてよいかは慎重に検討しなければならない。

そこで本稿では、伊庭氏の台頭から離反に至る一連の流れを整理し、

「伊庭氏の乱」をもたらした六角氏権力の構造的な変化の意味を、伊庭氏や六角氏を取り巻く政治構造や地域社会の動向と関連づけて明らかにする。なお、巻末の表は、近年公表された伊庭氏関連文書一覽<sup>①</sup>をもとに作成したものである。本表から史料を引用する場合は、「」内に史料番号を付して示すことにする。

### 一 南北朝・室町期の分国支配と守護代

伊庭氏の動向を追う前に、近江における守護代の実態を明らかにしておく必要がある。当該期の近江には守護代を複数置く体制があったとされるが、何を守護代とみなすかが論者によって異なり、いまだ見解の一致をみない。

下坂守は、史料上「守護代」と現れる人物が次の二つの系統からなることを明らかにした。すなわち、幕府の命令を分国に伝達（遵行）したり、守護の書下（自身の立場や権限に基づいて発給する直状）の作成にあたる「奉行人」と、軍事行動の中核を担い、幕府や守護の命を現地で執行（打渡）する「郡奉行」の二つである。この両者が連携して近江守護の分国支配がなされた<sup>②</sup>と下坂はいう。

一方、細溝典彦は、守護代を「守護に代わって領国で幕府命令、守護命令を守護の権限のもとに実行する筆頭の立場にある家臣」と定義する。そして、「奉行人」を六角氏の私的な行政・事務執行機関、「郡奉行」を郡単位の命令執行機関と位置づけ、これらを守護代に含める

下坂の理解を批判した<sup>③</sup>。

細溝のいうように、文書発給に携わる被官も現地執行を担う被官も「守護代」と規定する下坂説には問題がある。しかし、後述するように「奉行人」「郡奉行」とされる被官が史料上「守護代」として現れるケースもあり、これらを「守護代」とは全く別の機構として想定することが妥当かどうか検証する必要がある。

#### 1 文書発給における守護被官の動き

そこで、文和元年（一三五〇）一月から二月にかけて行われた、麻生荘（東近江市）をめぐる六角氏と祇園社との交渉の事例（史料一）をまず検討する。これは、文書発給における六角氏権力内の動きがよくわかる事例であり、先の下坂・細溝両説の論拠となっている。両説を検証するため、史料に基づいて事実関係を整理する。

（史料一）<sup>④</sup>

廿五日<sup>（二月）</sup> 造宮料所事<sup>麻生</sup> 御教書并施行正文并河ニ令見了、又案文渡之、

今日可申付守護代蒲生云々（中略）造宮料所麻生庄事、施行

正文并御教書案、予直付江洲守護代官并河入道、郡奉行蒲生

彦六郎在京<sup>四條坊里少</sup>路<sup>六王真西</sup>可申談云々、今一方奉行儀俄中務在国云々、

廿六日 麻生庄守護方施行<sup>⑤</sup>、自井河許今日取之、

（二月）  
□日 麻生庄事、未被打渡之由、向守護佐々木五郎右衛門許申之

（九日）  
処、則於当座以蒲生彦六郎出嚴密書下<sup>⑥</sup>了、

□ 麻生庄事、近江七郎左衛門半済乍收納之、又懸米納之間、

于今不打渡、不法之条、難堪之由、於井河入道許申之処、明日内談ニ可披露之、

十一日 麻生事、重書下<sup>③</sup>并儀俄中務許へノ守護山内五郎右衛門状<sup>④</sup>、自井河許取之、

十四日 自麻生庄宮仕乗心上落、昨日十三日自守護方被打渡<sup>⑤</sup>之間、請取了、

十五日 麻生事、半濟給人近江七郎左衛門稱有未進譴責無謂次第、目安直付井河入道了、書下可申沙汰云々、而今日又宮籠孫次郎上落、半濟未進無之処、譴責無謂、全不相紛之由、百姓牛

玉裏ニ起請文書之進之間、副状又遣井河入道許了、

十六日 麻生事、守護書下<sup>③</sup>取之、又蒲生六郎施行<sup>⑥</sup>取之、

一 自麻生百姓二人<sup>左近</sup>上落、半濟方近江七良左衛門譴責過法之間、五ヶ村内一村百姓已逃散了、念可被申公方之由申問、今朝書下等<sup>③</sup>以四郎下了、百姓既同道、酒賜了、

廿三日 麻生事、向守護山内五郎右衛門許申談之処、近江七郎左衛門許へ、可止綺之由内書<sup>③</sup>出之、其外書下<sup>③</sup>取之、

文和元年、室町幕府は社殿の造管料所として麻生荘を祇園社に宛行つた。十一月二十六日、幕府の「御教書」と「施行」を受け、守護方の「施行」<sup>⑥</sup>が祇園社に発給される。しかし、現地での打渡はなされず、十二月七日、祇園社は再び山内定詮に訴えた。すると、蒲生彦六郎をもって打渡の厳命を命じる書下<sup>③</sup>が発給された。

さらに十二月九日には、麻生荘年貢の半分を収納する立場にあった

近江七郎左衛門が、自らの取り分を超えて年貢を賦課したことを不法であるとして、祇園社は井河入道に訴えた。一日、蒲生氏が発給したと思われる書下<sup>③</sup>と、儀俄中務に宛てた山内定詮の状<sup>④</sup>を祇園社は受け取っている。②④は現地で効果を發揮したようで、一三日には打渡<sup>⑤</sup>がなされる。祇園社は一六日にも山内定詮の書下<sup>③</sup>と蒲生六郎の「施行」<sup>⑥</sup>を受け取り、現地に送った。二三日には山内定詮と交渉し、近江七郎左衛門の不当な年貢徴収を禁じる山内の「内書」<sup>③</sup>と書下<sup>③</sup>(蒲生氏によるものか)を受け取った。

この一連のやりとりのなかで守護方として文書を発給したのは、「守護」と認識された山内定詮と蒲生氏である。蒲生氏は、祇園社からの訴えを受けて書下や守護の書下に対する「施行」を発給した。蒲生氏は守護とともに在京し、守護の政務を支えた。蒲生氏は「守護代」とも「郡奉行」とも表現されている。

「郡奉行」は、蒲生彦六郎・儀俄中務の二名が史料上確認できる。「郡奉行」の蒲生彦六郎と十二月二六日条の蒲生六郎、その他蒲生とのみ記される人物が別人である可能性も否定しきれないが、いずれも守護とともに在京し、政務にあたっており、同一人物と考えておきたい。一方の儀俄氏は、在国して現地で実務にあたっている。現地で打渡がなされないなか、山内定詮は儀俄中務宛に文書<sup>④</sup>を発給し、祇園社に渡していることから、儀俄氏が打渡に深く関与していたことは間違いない。同じ「郡奉行」といながら、両者は活動形態が大きく異なる。

「守護代官」と認識される井河入道は、六角氏権力の窓口として祇園社に應對している。井河は、祇園社からの申し出を守護や守護代、「内談」に披露している。先の蒲生氏とは異なり、自ら文書は発給しない。

本事例からは、「守護代」と「郡奉行」が截然と分けられるものではないこと、「郡奉行」が多様な任務を担っていたこと、「守護代官」が前二者とは性格が異なり、自ら文書を発給しないことがひとまず確認できる。他の史料も用いて、これらの機構の実態に迫ってみたい。

## 2 支配機構の実態

まず、「守護代」という表現が史料上どのような局面で使用されていたか、確認する。応安四年（一三七二）六月二三日、六角高詮は在陣中の伊勢で、東寺領の島郷（三村莊）本所方半分を伊佐孫太郎に預け置くと命じた。これに対し、東寺は伊庭入道を通じて詫言し、沙汰の取り消しを求めた。同年七月二〇日、高詮は東寺方の主張を認める書下を目賀田玄仙に発給し、目賀田はこれを遵行した。東寺方の引付で目賀田は「守護代」とあり、東寺が目賀田を守護代と認識していたことがわかる。<sup>18)</sup>

先の史料一でも、「守護代」の蒲生氏は、守護の命を「施行」<sup>19)</sup>していた。また、一月二六日の「守護方施行」<sup>20)</sup>は幕府の命を受けたもので、文書の上では守護の名で遵行がなされたと思われるが、前日に井河入道が幕府の御教書と施行の旨を「守護代」の蒲生氏に申し付

けていることから、実際には蒲生氏が守護の遵行に深く関わっていたと考えられる。

したがって、守護のもとで遵行を担う者が「守護代」と認識されていたことは確実である。<sup>21)</sup>「守護代」という用語が特定の局面で用いられていることを指摘しておきたい。

次に、「郡奉行」の事例を検討する。時代は下るが、文安元年（一四四四）、大山崎神人らは、近江国の散在商人による新儀の製油を禁止してほしいと幕府に訴えた。同六月一二日、六角持綱は、前月に出された管領畠山持国の奉書を受け、近江国内での大山崎神人の特権を保護する旨の遵行状を「郡奉行中」に発給した。<sup>22)</sup>ここで「郡奉行中」は、文書の上では六角氏の命を遵行すべき立場にある。近江全域にわたる問題ゆえに、特定の人物に宛てずに「郡奉行中」としたのである。実態はともかく、六角氏の命を遵行する立場の人物が、近江国内に複数いたことがうかがえる。

遵行を行う点では、史料一の蒲生彦六郎の活動が上記のイメージに近い。しかし、在国して打渡を担う立場にいる儀中務丞も「郡奉行」とされており、遵行するかどうかは「郡奉行」の本質的な要件ではないようである。ただし、両者は在京・在国を問わず、蒲生郡で起きた問題に対処する点では一致している。先の「郡奉行中」も、そうした担当奉行が国内に複数いることを示す表現として理解できる。「郡奉行」は、特定の担当領域における諸問題に対処（奉行）する存在として位置づけられていたと考えられる。

そうすると、史料一で蒲生氏が「守護代」とも「郡奉行」とも呼ばれてきたことの意味が明らかになる。蒲生氏は、守護のもとで遵行を担う点では「守護代」であるが、蒲生郡の問題に対処する点では「郡奉行」である。先にみたように、「守護代」と「郡奉行」では果たすべき役割が異なるが、実際には「守護代」が「郡奉行」を兼ねるようなケースもあり、「守護代」からの指示を「郡奉行」が執行するといふタテの命令系統は確立していなかったとみられる。

最後に、「守護代官」の位置づけを考える。

〔史料一〕<sup>①</sup>

近江国守護代官職事、所預置也、早守先例可致奉行之状如件、

明德三年十二月十八日

(六角高経)  
〔花押〕

儀俄左京亮殿

明德三年（一三九二）年二月、六角満高は「守護代官職」を儀俄左京亮に預け置いた。守護代官が「職」として任じられており、興味深い。

史料一で「守護代官」井河入道は、守護権力の窓口として祇園社の申し出を受け、六角氏権力の上層に披露している。他の被官と連署で奉書を発給することはあったが、守護代のように単独で書下や遵行状を発給することはない。こうした活動は、史料上「守護代官」や「奉行人」<sup>②</sup>とみえる大河原氏と類似する。応永一十七年（一四一〇）、東寺は、半済と称して三村荘（近江八幡市）の年貢を不当に徴収しようとした木村孫三郎を幕府に訴えた。管領畠山満家は「守護代官」の大河

原行重を呼んで守護書下の発給を命じたところ、同一一月一五日、不当な年貢徴収を禁じる奉書が遊阿と大河原の連署で発給された。<sup>③</sup>「守護代官」や「奉行人」などと呼ばれる被官が幕府や権門の窓口となり、必要に応じて奉書を発給し、六角氏の権力執行を実務的に支えていたことがわかる。

ただし、こうした活動は一般に、当主に近侍する側近的な立場に由来し、制度的に位置づけられるものではない。史料二で「守護代官職」に任じられた儀俄氏は、蒲生郡の有力な国人であり、「郡奉行」として守護の権力執行の一端を在地で担った（史料一）。在京する守護のもとで実務にあたる「守護代官」とは、性格や役割が大きく異なる。

永和元年（一三七五）七月二十九日、六角高経は儀俄氏秀に、「内談衆」として参仕するよう命じている。<sup>④</sup>「内談」は史料一から、京都の六角邸にて、分国の諸問題への対処について話し合う、守護権力内の合議の場であったと想定される。内談に加わるには、在京する必要があったことを確認しておきたい。

内談衆と先の守護代官では役割は異なるが、在京という点では共通性がみられる。よって、史料二の「守護代官職」は、具体的には在京での職務を命じるものであったと考えられる。儀俄氏のように普段近江にいる人物に京都での職務を担わせる際には、内談への参加を要請したり、「守護代官職」を付与する必要があったのである。「郡奉行」の儀俄氏が「守護代官職」をもつとしても、「郡奉行」と「守護代官」は守護の職制としては全く別物である。

以上、「守護代」「郡奉行」「守護代官」（奉行入）にはそれぞれ分国支配において固有の役割があり、下坂のようにすべてを「守護代」の範疇に含めることはできない。ただし、実態としては一人の人物が複数の職を兼ねるケースもあり、細溝のようにこれらを完全に別のものとみることもできない。職制上の区分はありながら、実際の権力執行においてはそれがあいまいであったことがわかる。

これは、在京する守護が主導で進めた機構編成の一つの帰結と捉えられる。当該期の守護は、幕府の意向を踏まえて分国に命令を執行することが求められた。そのためには、在京して権力の意思決定に関与する有力被官層と、分国において現地執行にあたる被官や国人らとの連携が重要となる。「守護代」以下の職制は、六角氏が彼らを分国支配に組み込むための重要な装置となったのである。職に応じた出仕を六角氏が求めたことは、「守護代官職」が在京を伴うものであったことからうかがえる。実態はともかく、守護の職制は担い手の行動原理を規定する論理をもっていたのである。

だが、六角氏は決して一方的に職制を付与していたわけではない。「守護代」として遵行にあたるのは特定の人物に限られるが、それは遵行が守護の分国支配において極めて重要であり、その遂行には相応の家格や力量が求められたからであろう。それぞれの被官の社会的地位やその時々々の状況を勘案して、分国支配の枠組が形作られたのである。このように、当該期六角氏の分国支配は、在京しながら近江を押しさえようとする六角氏やそれを取り巻く被官と、近江に基盤をもつ諸勢

力との均衡の上に成り立っていた。この体制は、一五世紀半ばの近江方被官の一揆により変容を余儀なくされる。この時の状況を次章で詳しくみていくことにする。

## 二 伊庭氏「台頭」の背景

### 1 一五世紀半ばまでの伊庭氏の活動

南北朝内乱のなか、伊庭氏は六角氏の軍事行動の中核を担った。観応元年（一三五〇）一二月、足利尊氏に属した「守護代伊庭六郎左衛門尉」らが小佐治氏らに攻められ没落した。こうした性格は、一五世紀末まで継続して確認できる。

ここで伊庭氏は「守護代」とあるが、文書発給の面では、前章でみた「守護代」とは大きく異なる。伊庭氏は、後述する文安の内紛以前、連名で奉書を発給する【1・2】ことはあっても、遵行はほとんど担っていない。

一五世紀半ばまでの伊庭氏の活動は、東寺領三村荘（近江八幡市）との関わりにおいて顕著に現れる。文和三年（一三五四）一月の史料には、「弓場八郎」が同荘の名主の一人として現れる。また、応安四年（一三七二）以降、伊庭氏は東寺より「警固米」として年間一〇石を受け取っていた。東寺は伊庭氏に一定の得分を与えることにより、荘園をめぐる問題解決への協力を求めたのである。実際に、同年六月、島郷（三村荘）が半済として伊佐孫太郎に給付された際には、代官の



林太郎左衛門尉は伊庭と交渉し、半済停止の文書を獲得している。

だが、「警固米」を受け取っているからといって、伊庭氏は常に東寺の要望に応じるわけではなかった。応永一八年（一四一一）一〇月、代官の宇野教林は、三村莊百姓から年貢を責め取るうとする守護方の使を入れないように度々伊庭氏に訴えたが、明確な返答を得られなかった。伊庭は守護方奉行の大河原氏と結託して、この違乱を黙認したと宇野はみている。こうした事情を承知の上で、宇野はなお在京中の伊庭氏にうかがいをたてて、守護の書下を得て事態を收拾させるべきだと東寺に訴えている。伊庭氏が守護の意向を左右しうる立場にあり、その支持を取り付けることが不可欠だったことがわかる。

当該期の伊庭氏の活動は、連名での奉書発給や、諸権門との折衝などが中心で、前章でみた「守護代官」に近い。六角氏の有力被官であったことは間違いないが、守護―守護代の命令執行には直接関わっておらず、他の「守護代」と同等にみなすことはできない。伊庭氏の地位や行動は、六角氏当主との関係性によって下支えされる面が強く、守護権力内で制度的に位置づけられるものではなかったのである。

## 2 文安の内紛と伊庭氏の「台頭」

伊庭氏の権力内での位置づけが、文安の家督内紛を機に大きく変わることは既に指摘されている。下坂の論考<sup>②</sup>によりながら、内紛に至る経緯を確認してみたい。

文安元年（一四四四）、六角氏被官が一揆を組んで六角持綱に反抗

した。詳細は不明だが、「四郎行儀、心操無道之由、致訴訟之間、四郎潜走出」という<sup>③</sup>。被官らは持綱の弟時綱を推戴し、翌年一月には、満綱・持綱父子と時綱の軍勢が近江で合戦し、時綱方が勝利をおさめた。ところが、同年四月には、相国寺の僧となっていた久頼（時綱の弟）が、管領細川勝元の支援を得て還俗し、六角氏の家督を継ぐ。翌年八月、久頼は京極持清とともに時綱勢を追討するため江州に向かい、翌月には時綱らを自害に追い込んだ。

在京守護に対する「江州被官人」の不満と、近江の守護支配を維持しようとする幕府の思惑が交錯し、わずか三年間で当主が二度も交替したのである。相次ぐ家督交替の背景には、こうした都鄙間の矛盾があったと考えられる。

この時伊庭氏は、持綱・久頼方と行動を共にし、被官人一揆には与しなかったようである。文安元年九月の史料に「今度伊庭方没落、仍三村庄警固米事、向後可有寺納之由可被加問<sup>④</sup>云々」とあり、伊庭氏が被官人の反発を受けて没落した持綱側についたことがわかる。

内紛が収束すると、伊庭氏は六角氏のもとで遵行を一手に担うようになる。だが、そのあり方には前代と異なる面が見受けられる。

### 〔史料二〕

A 南禅寺仏殿造宮料材木<sup>⑤</sup>自飛驒国運送云々、近江国中諸関渡、無其煩之様可被成敗之由候也、仍執達如件、

<sup>⑤</sup>飯原為成  
真・妙在判

文安四  
十一月十九日

<sup>⑥</sup>飯原為成  
永・祥在判

佐々木近江守殿(六角久頼)

B 南禅寺仏殿材木封紙運送之事、任去一月七日御奉書旨、無其煩可有勘過候也、仍執達如件、

文安五  
六月廿一日

高澄(伊庭)  
(花押)

奥島関所

C 南禅寺仏殿材木封紙事、無其煩可有勘過候也、仍執達如件、

宝徳三年六月十五日

為信 (花押)

□□ (花押)

江州  
諸関奉行御中

D 南禅寺仏殿材木之事、至文安五年封紙以前任裏判之旨、重而御奉書之上者、無其煩可有勘過由也、仍状如件、

宝徳三年六月廿七日

出羽守(伊庭)  
(花押)

諸関奉行御中

文安四年十一月、幕府は六角久頼に対し、南禅寺仏殿造営のための材木を煩いなく通過させるよう命じた〔A〕。伊庭氏はこの旨を奥島関所に伝えた〔B〕。ここで伊庭氏が根拠とする「去一月七日御奉書」が、Aでないことは明らかである。宝徳三年（一四五二）六月に出されたCは、六角氏被官が当主の意を受けて発給した奉行人奉書であり、伊庭氏はこれを受けて諸関奉行宛に文書を発給した〔D〕。よって、Bの「御奉書」も六角氏奉行人奉書であった可能性が高い。ここから、幕府―六角氏奉行人―伊庭氏という遵行ルートが想定で

きる。内紛を経て当主の地位が不安定になったため、奉行人奉書が当主の発給文書の代わりに機能するようになったことが既に指摘されている<sup>⑧</sup>。また、伊庭氏が「守護代」に代わり遵行を担ったことは、内紛の経緯から理解できる。六角氏は、国内の被官層と矛盾を抱えたなかで、伊庭氏を核にして支配体系を再編しようとしたのである。

伊庭氏の命令執行は、在地勢力の組織化を通じて実現されたと考えられる。享徳二年（一四五三）七月、六角氏は奉行人奉書をもって河合新左衛門尉を三村荘代官職に補任し、代官職の引き渡しを拒む前代官を糾弾した<sup>⑨</sup>。同年八月、伊庭氏はこの旨を久松新左衛門尉と九里次郎左衛門尉に伝えた【13・14】。

伊庭氏の命を受けた両名は、これ以前に伊庭氏の被官や代官として三村荘に介入している。同荘代官となった宇野教意は、永享六年（一四三四）十一月、前代官の浄蔵が守護方女中との所縁を背景に、当地の名主・百姓らを脅していると伊庭氏の「御内」である久松に訴えた<sup>⑩</sup>。しかし、「馬淵殿、伊庭殿代九里方」が浄蔵を支援していることが後に判明する。伊庭氏は、三村荘への介入のなかで既に構築していた人間関係を、六角氏の権力執行の末端に位置づけたのである。

六角氏の分国支配の中核を担う伊庭氏は、対外的にも注目されている。寛正六年（一四六五）十一月、伊勢貞宗は伊庭氏に対し、同名修理亮の知行分への下司の押妨を幕府奉行人奉書の旨に任せて成敗するよう指示した<sup>⑪</sup>。今岡典和はこれを、通常の遵行とは異なる伝達経路と評価し、後にみる両者の対立の端緒とみた<sup>⑫</sup>。一方、村井祐樹は、当時

の当主高頼が幼少であったことから、伊庭氏が代行したにすぎないとする<sup>④</sup>。今岡のように「伊庭氏の乱」の前兆とみるのは難しいが、幕府が伊庭氏に直接命令を下す場合があったことは注目してよいだろう。

また、文正元年（一四六六）七月、伊庭六郎（貞隆）は坂田郡内の諸荘園からの年貢の注進を京極氏の奉行人奉書にて命じられた<sup>④</sup>。本文書は、先行する幕府奉行人奉書を受けて発給されたことが文言からわかる。背景は不明だが、近江の在地支配に広く関与する伊庭氏の実効力に京極氏が期待したと考えられる。

以上、伊庭氏が六角氏の分国支配の中核を担うようになった経緯をみてきた。伊庭氏はもともと、六角氏当主の側に控え、守護代の遵行を実務的に支える存在であった。しかし、文安の内紛によって旧来の遵行体系が立ち行かなくなり、それまで守護代が担ってきた遵行を伊庭氏が担う必要が生じた。守護の遵行を担うなかで、伊庭氏は国内外に様々なパイプを構築していく。「守護代」の属性をまとうことで、伊庭氏の力量や権力内での地位が結果として高まったことは間違いない。この伊庭氏の立場は、一五世紀後半の戦乱のなかで確立していく。

### 三 分国支配における伊庭氏の位置

応仁・文明の乱で、六角氏は京都の屋敷を放棄し、南近江を基盤に幕府勢や京極勢など東軍との対戦を繰り広げる。その後、將軍足利義尚・義材は、寺社本所領の回復を名目に二度にわたって六角氏の征討

を試みる。一五世紀後半を通じて、六角氏は幕府と対立関係にあったが、伊庭氏は終始六角方の軍事行動に付き従った<sup>④</sup>。幕府—六角氏奉行人—伊庭氏の遵行は、応仁・文明の乱を経てみられなくなる。

相次ぐ戦乱のなかで、伊庭氏は書留文言が「仍状如件」となる書下を多く発給するようになる【表】。一方、それまで遵行状の代わりとして用いられていた奉行人奉書も、直接受給者に宛てて発給されるようになる。いずれも知行宛行・諸役免除・相論裁定など重要な案件において発給されているため、両者の関係性をめぐってこれまで議論がなされてきた。以下、文書の内容ごとに論点を整理した上で、具体的な事例も交えながら検証してみたい。

まず知行宛行については、すべて六角氏権力の「御給恩」を示すもので、伊庭氏が独自に宛行を行った事例は確認できないことから、主従制は六角氏が掌握していたと論じられている<sup>④</sup>。概ね妥当な理解であるが、なぜ伊庭氏が六角氏の給恩宛行に関与する必要があったのかを考える必要がある。

#### 〔史料四〕

A 甲賀郡土山課役事、為給分被仰付上者、可被致知行由候也、仍

執達如件、

応仁参年卯月廿八日

久政（花押）

黒川与四郎殿

尊頼（花押）

B 甲賀郡土山課役事、為給分被仰付黒川与四郎方上者、任御奉書

之旨、可被渡付与四郎候也、仍状如件、

（伊庭）

五月四日

貞隆（花押）

山中筑前守殿

甲賀郡土山で課役を徴収する権限を、六角氏が奉行人奉書をもって黒川与四郎に宛行つた〔A〕。これを受けて伊庭貞隆は、「土山課役」を黒川与四郎に渡し付けるよう書下にて命じた〔B〕。山中筑前守宛の正文が受益者である黒川氏のもとに伝来していることから、黒川氏は山中氏に本文書をみせ、自身の知行を主張する必要があったことがうかがえる。

奉行人奉書で宛行がなされても、宛行の対象地をめぐって現地で様々な利害関係が働く以上、文言通り実行されるとは限らなかつた。そこで、伊庭氏が利害関係者に対し、正当な知行者への「渡付」を命じることで、六角氏の命令が補強されたのである。伊庭氏の書下が、現地での利害調整を担っていたことがわかる。

次に諸役免除について、下坂守は、文龜二年（一五〇二）の「第一次伊庭氏の乱」以前は伊庭氏の書下のみで諸役免除がなされていたが、乱後は六角氏奉行人奉書とセットで免除されたとする。今岡典和は、明応四年（一四九五）に六角氏が將軍から赦免を受けたことが契機となり、奉行人奉書で諸役免除がなされるようになったと指摘する。文書発給上の変化を重視する下坂・今岡に対し、宮島敬一は、諸役免除が一貫して六角氏の指示に基づいてなされたとする。

宮島は、伊庭氏書下の「段錢并寺家諸公事等免除之上者」【27】の

ような文言は、六角氏の指示が前提にあったことを示しており、文書中に上意を示す文言がなく、奉書とセットで出されていなくても、諸役免許を認定したのは六角氏であると述べる。しかし、これは諸役免除の由緒が以前からあることを示す一般的な文言であり、六角氏の指示によるものとは限らない。【27】の文書を得た竹生島は、六角氏だけでなく様々な権力から同種の文書を獲得している。受給者の求めに応じてこうした文書が発給されたことを想起するならば、諸役免除を認定するのは一義的には文書発給者であるといえよう。

諸役免除の奉行人奉書が出され始める時期については、今岡の指摘が正しい。六角氏権力が政治的に安定するなかで、奉行人奉書の役割も重要性を増していったのである。ただし、今岡も述べるように、伊庭氏の要請を受けて奉行人奉書が発給される場合もあり、六角氏の主体性は高くなかつた。伊庭氏の書下が必要とされ続けたことこそが重要であろう。

では、伊庭氏はなぜ諸役免除の書下を発給し続けたのか。六角氏の分国支配の中核を担う人物として、在地の問題に実効的に介入しうることがゆえに、その文書の効果が分国内で期待されたのであろう。

また、伊庭氏自身が、諸役免除の対象と直接関係を結んでいたことも確認できる。

〔史料五〕

当郷羽（伊庭貞隆） 州江契銭事、被歎申之間、於山上領上進分儀以後者不可

被申懸、可被成其御心得由候、恐々謹言、

十月十四日

〔花押〕

小椋三郷

名主御百姓中

永源寺（東近江市）領の小椋三郷に、伊庭貞隆は「契銭」を賦課していた。だが、郷民らが詐言したため、山上領上進分については今後賦課しないことにしたと伊庭氏被官の並木氏が名主百姓中に伝えた。

「契銭」は語義からすると、前章でみた三村荘の「警固米」に近いものとみられる。永源寺が伊庭氏から諸役免除の文書を度々受け取っていたことを踏まえれば【表】、「契銭」を恒常的に支払うことができる。伊庭氏や六角氏権力に保護を求める際に有利に働いたと考えることもできる。伊庭氏の書下が求められる背景には、単に伊庭氏が六角氏権力の支配の実質的な担い手であるというだけでなく、こうした在地との日常的なつながりもあつたのである。

最後に相論の裁定について、宮島敬一は、伊庭氏は明応年間には独自に書下を発給して在地の相論を裁定していたとする。その根拠になっているのが、次の史料である。

〔史料六〕

兵主安治村よしの事、さおいなき所ニしやけとしていらんニおよぶ事、こんくたうたんの事なり、但しさいあるへきことあらハ、しやけよりいて申され候へと、てわ殿より申され候へ共、いてす候はんうへハ、安ち村として、りやうないの儀ハ永代ちぎやうあるへき也、しやけよりの跡書也、明応三年きのへ八月廿二日

つへ也

明応三年、安治村（野洲市）の葎に兵主神社の社家が違乱（無断での刈取か）を働いた。伊庭貞隆は社家を咎めた上で、なお言い分があれば出頭するよう社家に通達した。しかし、社家は出頭しなかったため、葎は安治村が永代に知行することとなった。伊庭氏の裁許により、在地の葎をめぐる相論がひとまず決着したことがわかる。

ただし、この裁許を伊庭氏が独自に出したかどうかは、上記の文言からは確定できない。相論裁許に関する伊庭氏の書下には、六角氏の「御成敗」や「奉書」を受けて出されたものが相当数ある。ほぼ同時期の明応三年六月に起きた邇保川の用水相論でも、伊庭氏は「先年御成敗」に基づき、裁許を下している【40】。現存する伊庭氏の書下で、上意を前提とせずに裁許がなされたことが確認できる例は、文亀二年にまで下る【49】。伊庭氏が独自に裁許を行うパターンは、決して一般化できないのである。

だが、相論裁定に関する実際の手続きが伊庭氏のもとでなされたことは重視すべきである。史料六の相論で、安治村から申し立てを受けたのは伊庭氏の可能性が高く、糺明の上理非を判断するのも実際には伊庭氏であつたと思われる。また、論人側が申し開きを行う際には、伊庭氏のもとに出向いたこともわかる。

糺明の過程で、伊庭氏は「上使」を派遣し、現地を見分させることもあつた。先の邇保川用水相論では、「差遣上使」して用水の状況を確認させている【40】。また、永正六年（一五〇九）に橋本と河上

(竜王町)の間で起きた草刈場相論では、近隣の土豪である横山新二郎に対し、「為上使被打越」て、河上が新儀に傍示として立てた竹を撤去するよう命じている【64】。宮島は、上使は一般に六角氏から派遣されるものだと述べるが、少なくとも伊庭氏の書下にみえる「上使」は、伊庭氏の差配によるものと考えらるべきであろう。

以上、伊庭氏の書下は、伊庭氏の実効力が求められる場面で発給された。書下が単独で発給される場合はもちろん、奉行人奉書で六角氏の命令が伝達される場合も、現地で適切に執行されるように書下が求められる場合があった。伊庭氏の実効力は、六角氏権力内での地位の高さや役割の大きさ、在地とのつながりの深さに由来するものであった。

この伊庭氏の書下は、内容により担う役割が少しずつ異なる。知行宛行では、書下は専ら奉書の機能を補完する形で使用されるが、諸役免除や相論裁定では書下が主体となる場合があった。とりわけ諸役免除については、明応年間以前は伊庭氏の書下のみで認められている。

こうした違いは、六角氏権力の決定という形をとる必要性の度合いが内容により異なるため、生じたものと考ええる。すなわち、知行宛行は六角氏との主従関係に基づいてなされるため、伊庭氏の書下で代行することはできなかった。諸役免除や相論裁定では、実質的な差配を伊庭氏が担っていたため、伊庭氏の書下が効果を発揮した。ただし、相論裁定は個別のケースに応じて是非を判断する必要がある上に、後の規範となる場合が多いことから、六角氏の上意を受けた形で裁定を

下す必要があった。一方、諸役免除については、文書を出すか否かとはもかく、内容面でその都度検討を要するようものではなかった。むしろ、賦課がなされる切迫した状況で発給されるケースが多いため、即時的・実効的な対処が求められたと考えられる。

このように、伊庭氏の書下は卓越した実効力をもちながら、六角氏の分国支配の枠内で機能していた。伊庭氏は六角氏の支配体制内に位置づけられており、六角氏当主や奉行人との矛盾を抱えていた形跡はうかがえない。したがって、伊庭氏の離反については別の角度から検討しなければならない。

#### 四 「伊庭氏の乱」の実態

一六世紀前半、「伊庭氏の乱」と呼ばれる事件が二度にわたって起きた。これは、強大化した伊庭氏を六角氏が排斥した事件だとされてきたが、両者の矛盾のみにその要因を求めるのは無理がある。それぞれの乱の内実を丁寧に解きほぐし、真相を解明する必要がある。

##### 1 「第一次伊庭氏の乱」の内実

文龜二年(一五〇二)一〇月、六角高頼は「伊庭連々不儀子細」を咎めたところ、伊庭氏は没落した<sup>65)</sup>。伊庭氏は、同一一月暮れには近江に姿を現し、山内就綱の加勢を受けて反六角の軍事行動を展開する。一二月二六日、伊庭勢は馬淵城(近江八幡市)・永原城(野洲市)を

攻め落とし【51】、六角氏の本拠、観音寺城に向けて北上した。六角氏は、本拠を捨てて日野の蒲生館に籠った。以後、伊庭勢は蒲生館を集中的に攻める。翌三月十七日、伊庭貞隆・貞澄は、甲賀郡の佐治氏が蒲生氏のいる日野に夜討をかけ、軍功をあげたことを賞している【52・53】。前年一二月にも蒲生氏と佐治氏は合戦しており【50】、伊庭氏の軍事行動に際して両者の対立が惹起されたとみられる。

三月二二日には、細川政元内衆の赤澤朝経が近江に下向し、「六角籠彼城退治」のため、蒲生館を攻めた。二ヶ月以上にわたり攻城戦が続いたが、はかばかしい戦果を得ることはできず、同年六月五日、赤澤は帰洛した。

その後まもなくして、伊庭氏と六角氏は和睦した。

〔史料七〕

其後久不申候処、御音信、殊海松二籠給候、祝着之至賞玩相半候、猶以毎々儀本望候、仍今度伊庭六郎事、自京〔細川政元〕兆殿栖院為使、種々依被申令対面候、則雖可申候、菟角延引候、次四〔六角氏被〕郎かたへ馬被上候、祝着之由申下候、御懇之儀為悦候、委細後藤大和守可申候、恐々謹言、

六月十八日

高頼（花押）

朽木弥五郎殿御返事

細川政元の執り成しにより、六角高頼と伊庭六郎の対面が実現した。一年近くに及ぶ両者の戦闘は、こうして終わりを迎えた。

以上の経緯より、「第一次伊庭氏の乱」は六角氏と伊庭氏の対立に

とどまらず、国内の諸勢力を巻き込む大規模な抗争であったことがわかる。山内氏・佐治氏らが伊庭氏に与同したことや、蒲生・馬淵・永原ら六角氏被官が六角方として動いたことが確認できる。近年、村井祐樹は『文龜年中記写』の記述をもとに、伊庭氏と馬淵氏の対立がこの事件の発端にあったことを明らかにしている。こうした権力内部の矛盾がなせ生じたかが問題となろう。

また、細川政元が強力に介入した事実は、これが近江国内の問題にとどまらない事件であったことを推測させる。政元が終始伊庭氏を支持したことは、伊庭氏が中央とのパイプをもっていたことのみでは説明がつかない。

そこで、乱以前の状況を見直すと、明応八年（一四九九）七月、足利義尹（義材）の受け入れをめぐって、六角氏権力内で意見の違いが生じていたことが注目される。『鹿苑日録』同年七月一九日条に「西堂通越君之使命於江之太守、々々以嫡子為質而袒之、近日復自越遣内書於江之守、倍臣伊庭并馬淵・蒲生四所、蒲・馬謹開、江守・伊庭則不奉命也」とあり、越前に逗留中の義尹から内書を受け取った六角高頼・伊庭・馬淵・蒲生のうち、前二者が義尹の命に従わず、後二者が従ったことがわかる。

この時の対立構造は、六角高頼を後二者の側に移動させれば、第一次伊庭氏の乱の構図と一致する。この段階では受け入れに消極的だった六角氏が、どこかのタイミングで方針を転換した結果、伊庭氏が孤立したと考えれば、無理なく説明できる。一方、明応の政変で義材を

追放した細川政元にとって、義尹の支持勢力が増えるのは決して望ましいことではなかった。政元は伊庭氏を積極的に支援し、近江国内で親義尹の動きが広まるのを防ごうとしたと考えられる。

したがって、乱のきっかけとなった伊庭の「不儀子細」は、上記のような伊庭氏と六角氏および有力被官との方針の違いを指す可能性が高い。両者の対立は、流浪將軍の受け入れをめぐる対立に端を発していたと考える。

ただし、伊庭氏は決して一枚岩で六角氏に反抗したわけではなかった。史料七で高頼と対面を遂げた「伊庭六郎」は、一般に伊庭貞隆とされるが、貞隆はこの時期「出羽守」を名乗っており【表】、六郎はその息子とみられる。六郎は、乱後も細川京兆家の軍事行動に参画しており、しばらく在京して京兆のもとで活動したようである。一方、貞隆は乱の最中は六角勢を攻めたが、永正元年（一五〇四）には既に書下の発給を再開している【表】。貞隆は六郎とは異なり、いち早く六角氏権力のもとに復帰したのである。

両者の活動の違いから、反義尹の立場をとる京兆家の要請を積極的に受け入れたのは、伊庭六郎であったと考えられる。貞隆のスタンスは図りかねるが、乱後の復帰の早さに鑑みれば、六角氏と反目する意志は六郎ほど強くなかったといえよう。貞隆が大きな権限をもったために六角氏との軋轢が生じたとみることはできない。

## 2 伊庭父子出奔の背景

永正二年二月十九日、伊庭貞隆・貞説父子は再び六角氏のもとから離れ、両者の対立は決定的となった。本節では、伊庭父子の離反がいかなる歴史的な背景のもとに起きたのか明らかにする。

永正四年六月二四日の細川政元暗殺で畿内政局が混迷を極めるなか、六角氏は足利義澄から徐々に距離をとるようになる。永正三年より在京していた六角氏綱は、翌年七月二五日に突如として下向する。この急な下向の前兆は、政元暗殺直後に既に現れていた。細川政元の命によって上洛していた氏綱に、義澄は会おうとしなかった。「江州押領地事」が原因であるという。そこで氏綱は、帰国の用意をしていたところ、六月二七日、伊勢貞宗の執り成しで義澄に出仕することになった。六角氏やその被官による押領への処置をめぐる義澄と六角氏との深刻な対立が、翌月の下向の前提にあったことがわかる。かつての「六角征伐」と同様の構図がみえ、興味深い。

永正五年四月、足利義尹は、細川高国や大内義興らの支援を得て上洛を果たす。この時、義澄は日野高光らとともに出京し、九里備前守を頼って長命寺（近江八幡市）に至る。義澄をかくまったことで、伊庭・九里両氏は義尹から討伐の対象とみなされた。永正七年二月、細川高国は「近江国伊庭・九里等対治」のため、近江に軍勢を派遣したが、九里氏に敗北を喫した。翌年八月の船岡山合戦では、九里氏の与力が義澄・細川晴元とともに上洛し、義尹勢と戦っている。

伊庭氏の離反が起きるまでの数年間、義澄から離れていく六角氏と、



義澄を積極的に支援する伊庭氏・九里氏という構図がみられる。第一次伊庭氏の乱の対立構造が、義澄との関係の違いとしてより直接的に現れているのが、当該期の特色である。このこと自体は既に指摘されているが、こうした対立がすぐに伊庭氏の離反につながらなかったのはなぜか、考える必要がある。

ここで注意すべきなのは、義澄の受け入れに関して主体的に動いたのが、伊庭氏ではなく九里氏ということである。義澄が関わるその後の軍事行動でも、九里氏の活躍が目立つ。一方、伊庭氏は九里氏とともに討伐の対象となっているが、この数年の間に義澄を支持する活動を行った形跡はうかがえない。被官の九里氏が積極的な支持を表明したため、伊庭氏も結果的に巻き込まれてしまったというのが実態ではないだろうか。

この時期、伊庭氏は国内で引き続き書下を発給している。上意を受けたものや、奉行人奉書とセットで出されたものもあり【71〜76】、六角氏との対抗関係はうかがえない。伊庭氏の書下は、上記のような対立を抱えたなかでもなお、六角氏の分国支配において有効に機能していたのである。

細川高国勢が伊庭・九里両氏を攻めた際、六角氏はどちらにも合力せず、消極姿勢を買った。伊庭氏は分国支配において重要な存在なので、討伐は避けたいが、かといって伊庭氏を擁護すると義尹への逆逆とも受け取られかねない。六角氏の中立的ともいえる態度は、こうした政治判断のもとで選択されたのである。

出奔以前の伊庭氏と六角氏は、分裂した將軍家への対応をめぐる政治的な対立を抱えながらも、分国支配では協力するという複雑な関係にあった。この関係は、六角氏が中立的な姿勢をとったことで維持されたが、いつまでも続くものではなかった。これ以上六角氏のもとで活動することはできないと判断した伊庭氏は、永正二年二月、六角氏のもとを去ることを選んだ。

### 3 伊庭氏出奔後の六角氏権力

出奔後の伊庭氏は、六角氏としばしば戦闘を繰り広げる（第二次伊庭氏の乱）。伊庭氏は六角氏と対立する京極・浅井両氏の支持を受け、江北と江南を行き来しながら六角氏を脅かした。しかし、大永五年（一五二五）の浅井氏との戦闘で六角氏が「クノリ父子生涯」<sup>(九四)</sup>したのを最後に、両者の戦闘はみられなくなる。

この間、六角氏は伊庭氏の人的・経済的基盤を徐々に否定していった。両者が権益をもった島郷の諸職や、被官の跡職・中間などが現地<sup>(九五)</sup>の杉山氏に漸次宛行われている。伊庭氏は、六角氏重臣の地位と種々の基盤を失い、没落した。

以後の六角氏の支配は、様々な被官がそれぞれ固有の役割を担う形で進められた。文書発給の面では、伊庭氏の書下は消滅し、奉行人奉書が根幹の文書として位置づけられる。地域支配の面では、国内の寺社などとの間で個別に窓口が設けられ、相互に緊密な折衝がなされるようになる<sup>(九六)</sup>。前代よりもはるかに機構的な編成が進められ、伊庭氏の

ように突出した権限をもつ存在が体制的に否定されていった。

ただし、伊庭氏が培った在地支配のノウハウは、後代に受け継がれた面が強い。訴訟裁定における糺明のプロセスなど、在地に密着した支配方式は、担い手を変えながら継承・発展していく<sup>(2)</sup>。当該期の六角氏権力は、伊庭氏が担ってきた分国支配の諸機能を機構や職制として段階的に整理していったのである。伊庭氏がいなくなった六角氏権力内で支配体制の再構築がなされ、奉行人の役割が大きくなったとみるべきである。

### おわりに

従来、伊庭氏は「守護代」の地位を背景に強大化を遂げ、守護権力の枠を逸脱したために当主から排除されたと理解されてきた。しかし、この理解は次の三点において再考を要する。

第一に、近江「守護代」の立場は、六角氏権力内での地位を直接示すものではない。南北朝・室町期の六角氏は、守護代以下の職制を必要に応じて被官や国人に与え、分国支配にあたらせていた。守護代は、本質的には分国内の遵行を担う職であった。守護代が守護制度上重要な職制であることは間違いないが、郡奉行や守護代官などを下位に位置づけるものではなく、複数の職を同一人物が担う場合もあった。それゆえ、守護代の立場そのものが、権力内で覇権を握る上で有効に作用するとは必ずしもいえない。

第二に、伊庭氏の本質を近江守護代と捉えることは正しくない。伊庭氏は、一五世紀半ばの六角氏の家督内紛を機に守護代の権能を一手に担うようになるが、それ以前は専ら当主の側で守護・守護代による命令執行を実務的に補佐していた。この当主とのつながりの強さと、守護代として遵行を担うなかで培われた、中央政界や分国内の在地社会との結び付きの双方が、伊庭氏の台頭をもたらしたのである。

第三に、「伊庭氏の乱」を六角氏と伊庭氏の覇権争いの結果とみることはできない。伊庭氏の権限は六角氏権力内で容認されており、伊庭氏自身が六角氏支配の枠組から逸脱しようとした形跡もうかがえない。この事件の契機となったのは、流浪將軍の受け入れをめぐる六角氏と伊庭氏の路線対立である。ただし、この対立が深刻な内部抗争へと発展した背景には、伊庭氏の置かれた複雑な立場があった。すなわち、伊庭氏は守護代の権能を果たすなかで、在地勢力の組織化を進め、中央政界との結び付きを得ていく。そのため、將軍家の分裂に際しては、六角氏の方針だけでなく、六角氏と立場を異にする細川京兆家の意向や、流浪將軍の受け入れに積極的な一族・被官らの動静も踏まえて対応を決めなければならなかった。いわば「中央の論理」と「地方の論理」の間で選択を迫られる伊庭氏の姿を、ここにみることでできる。

戦国期に各地で起きた守護権力内部の抗争は、在国して分国支配に力を注いでいく守護と、分国支配の実権を握る有力被官との矛盾の結果生じたと理解されてきた。しかし、本稿でみた近江の事例を踏まえ

るならば、こうした有力被官の存在は戦国期の守護支配において必ずしも克服されるべきものではなかったといえる。むしろ、戦国期においても彼ら被官のもつノウハウや様々な人間関係は守護の分国支配に極めて有用であり、格別な事情がない限り、守護は彼らを体制内に抱え込んでおこうとしたのではないだろうか。

そうすると、抗争の真の要因は、守護や被官の志向性の変化とは別のところに求めなければならない。これはそれぞれの権力に固有の事情が働き一様ではないが、畿内近国の場合、幕府を中心とした政治問題がとりわけ強く作用していたと考える。戦国期に幕府と守護のつながりは相対的に弱くなるが、一方で足利将軍家は、政治的・経済的に重視する国には直接挺入れしていく。その際、将軍は守護ではなくその被官や又被官に合力を求めることがしばしばある。近江にあっては、京都を出奔した足利義澄を匿った九里氏がこれにあたる。こうした動向は、支持基盤の確保をねらう将軍と、武家としての地位の上昇を志向する彼ら被官層の思惑が合致したことで生まれたが、反面、守護の分国支配を侵害し、国内の秩序を混乱させる要因ともなった。この混乱が、守護と被官の抗争という形で立ち現れたのである。

このように、分国における覇権争いとして語られてきた守護権力内の抗争は、幕府と守護、京都と各守護分国との関係性の変化に伴う現象と捉えなおすことができる。この抗争の結果、前代より集権的な地域権力が各地で生まれるのは事実である。しかし、こうした地域的統合は、時に中央政界の情勢も絡み、一国レベルを超えた大きな政治・

社会の問題に、各地の守護らが対処するなかで実現した面もあり、武家の一円支配の志向性のみでは説明できない。分国を取り巻く政治・社会情勢の変化を構造的に捉えることにより、守護権力の変質の意味を明らかにすることができると思われる。

【注】

- (1) 勝俣鎮夫『戦国時代論』(岩波書店、一九九六年)、池享『大名領国制の研究』(校倉書房、一九九五年)など。
- (2) 川岡勉『室町幕府と守護権力』(吉川弘文館、二〇〇二年)など。
- (3) 『戦国大名の成立過程に関する一考察』(所理喜夫編『戦国大名から将軍権力へ』吉川弘文館、二〇〇〇年)。
- (4) 前掲注2川岡著書。
- (5) 細溝典彦『六角氏領国支配機構の変遷について』(『年報 中世史研究』五、一九八〇年)、下坂守『室町・戦国時代の六角氏』(『八日市市史』二、八日市市、一九八三年)。最近では、有力被官と当主との相克を常に抱えるあり方を六角氏権力の本質とみる視点も提示されている(高木叙子『六角氏と伊庭氏』『能登川の歴史』二、東近江市、二〇一三年)。
- (6) 『戦国期社会の形成と展開』浅井・六角氏と地域社会(吉川弘文館、一九九六年)第四。
- (7) 『戦国期の幕府と守護—近江守護六角氏を素材として』(『ヒストリア』九、一九八三年)。
- (8) 『戦国大名佐々木六角氏の基礎研究』(思文閣出版、二〇一二年)第六章。
- (9) 『能登川の歴史』四(東近江市、二〇一二年)。本書より史料を引用する場合、「能〇〇(史料番号)」と略記する。
- (10) 『近江守護六角氏の研究』(『古文書研究』二二、一九七八年)。
- (11) 前掲注5細溝論文。
- (12) 『祇園執行日記』(増補続史料大成)文和元年一月—二月条。
- (13) この時の守護は六角義信であった。山内定詮(信詮)は義信の叔父にあたり、山内氏の祖とされる。定詮は幼少の当主義信に代わり、守護の役割

- を實質的に担い、守護と認識されていた。
- (14) 『宝莊殿院評定引付』(『東寺百合文書』た一五)。
- (15) これらは受給者の認識であり、六角氏権力内での位置づけを直接示すものではないが、ある程度実態を反映していると考ええる。
- (16) 『六角持綱遵行状』(『離宮八幡宮文書』一〇四・『大山崎町史 史料編』)。
- (17) 『六角満高書下』(『蒲生文書』五二・『水口町志』下)。
- (18) 『六角氏奉行人連署奉書案』(『東寺百合文書』た三)。
- (19) 『宝莊殿院評定引付』応安三年一月一〇日条(『東寺百合文書』た一三)。
- (20) 『宝莊殿院評定引付』応永一七年一月三日条(『東寺百合文書』た四四)。
- (21) 『六角高経書下』(『蒲生文書』四六)。
- (22) 南北朝・室町期に遵行を担ったのは、馬淵・目賀田・蒲生など一門や有力被官に限られる。
- (23) 『小佐治基安軍忠状』(『小佐治文書』・能八)。
- (24) 六角氏権力の三村荘への関わりは、前掲註8村井著書第四章で詳述される。
- (25) 『三村荘本家米員数注文』(『東寺百合文書』ル四八)。
- (26) 『宝莊殿院評定引付』応安四年七月三日条(『東寺百合文書』た一五)。
- (27) 『宇野教林書状』(『東寺百合文書』ル二三八・能一六)。
- (28) 『宇野教林書状』(『東寺百合文書』ル二四一・能一七)。
- (29) 前掲註5下坂論文。
- (30) 『康高記』(増補統史料大成) 文安元年七月一日条。
- (31) 『宝莊殿院評定引付』文安元年九月二日条(『東寺百合文書』た七四)。
- (32) 『南禅寺文書』上(南禅寺宗務本所、一九七二年)。Aは同書一四八号、Bは一五五号、Cは一七三号、Dは一七四号。
- (33) 前掲註6宮島論文など。
- (34) 『六角氏奉行人連署奉書案』(『東寺百合文書』ル二六九・能四六)。
- (35) 『宇野教意書状』(『東寺百合文書』タ二二九)。
- (36) 『宇野教意書状』(『東寺百合文書』タ二九九)。
- (37) 『伊勢貞宗書状写』(『親元日記』増補統史料大成)。
- (38) 前掲註7今岡論文。
- (39) 前掲註8村井論文。
- (40) 『京極氏奉行人連署奉書案』(『醍醐寺文書』一一六一)。
- (41) 前掲註8村井論文。
- (42) 前掲註5下坂論文および前掲註6宮島論文。
- (43) 『黒川文書』(村井祐樹編『戦国遺文 六角氏編』東京堂出版、二〇〇九年)。Aは同書六号、Bは七号(以下、戦七などと略記する)。
- (44) 前掲註5下坂論文。
- (45) 前掲註7今岡論文。
- (46) 前掲註6宮島論文。
- (47) 『並木某書状』(『永源寺文書』一四四・『永源寺関係寺院古文書等調査報告書』)。
- (48) 『御法興院記』(増補統史料大成) 明応一〇年七月七日条。
- (49) 『いろいろ帳』(『安治村区有文書』・能一〇〇)。
- (50) 『六角高頼書状』(『朽木文書』・能一〇九)。
- (51) 『後法興院記』文龜二年二月三日条。山内就綱は、史料一で幼少の当主を支え、「守護」としての役割を實質的に担った山内氏の末裔である。父の政綱は、延徳三年(二四九一)、六角征伐の折に幕府勢と対面し、謀殺された。
- (52) 『公藤公記』文龜三年三月二日条。
- (53) 『後法興院記』文龜三年六月五日条。
- (54) 『六角高頼書状』(『朽木文書』・能一一六)。
- (55) 前掲註8村井論文。
- (56) 義尹は明応八年末に周防に下向し、大内氏の支援を得た。これは、京都の義澄政権にとって大きな脅威となる(萩原大輔「足利義尹政権考」『ヒストリア』二二九、二〇一一年)。六角氏の姿勢が変化する背景に、義尹の政権基盤の強化があった可能性がある。なお、同年二月、義尹の受け入れをめぐめる対立がきっかけとなり、大内氏分国では当主を交替させようとする動きが起きた(杉武明の乱)。分裂した将軍家への対応をめぐって、守護支配の危機につながりかねない対立が各地で生じていたのである。
- (57) 前掲註5下坂論文など。
- (58) 『後法興院記』文龜元年七月七日条に「佐々木大膳大夫・伊庭父子無為之下知到来間、祝着之趣去四日高頼許江差愚状并太刀、同伊庭出羽守許江

遣太刀・六郎許江愚筆之伊勢物語本遺之」とあり、「伊庭父子」が伊庭出羽守と六郎を指すことは明らかである。六郎は、後に貞隆の子としてみえる貞説か、第一次伊庭氏の乱で文書を発給した貞澄のどちらかであろう。なお、高木叙子は、貞澄が貞隆の子で、貞説の兄である可能性を指摘する(前掲注5高木論文)。

(59) 『後法興院記』 永正元年九月十七日条。この時六郎とともに従軍した佐々木小三郎は、前出の山内就綱である。乱時に伊庭方に加担した山内は、しばらく在京していたことが『後法興院記』などから確認できる。山内は、永正三年一月五日ようやく高頼と和睦した(『後法成寺開白記』)。

(60) 『長享年後畿内兵乱記』(『続群書類従』五八〇)。

(61) 『宣胤卿記』(増補統史料大成) 永正四年七月二十五日条。

(62) 『宣胤卿記』 永正四年六月十七日条。

(63) 『和長卿記』 永正五年四月十九日条。その後、義澄は九里氏の岡山城にてかくまわれた(『不問物語』など)。

(64) 『拾介記』 永正七年二月二六日・二八日条。

(65) 『拾介記』 永正八年八月一六日条。

(66) 前掲注5下坂論文など。

(67) 『経尋記』 大永五年九月四日条。杉山藤三郎に宛てた六角定頼の感状にも、九里宗忍が打ち取られた事実が記されている(『古証文』四・戦二五九)。

(68) 『模写古文書』(戦一九八・二〇四・二〇五・二一八)。

(69) 永禄九年五月二日、伊庭の祭祀で「出羽守殿」が樽を受け取っていることから(『上山天神御祭礼両寺ヨリ渡日記』『八王子法橋伝来文書』・能二〇七)、乱後の伊庭氏は名字の地である伊庭(東近江市)の一領主として生き残ったことがわかる。

(70) 前掲注6宮島論文。

(71) 拙稿「戦国期六角氏の地域支配構造―地方寺社への関与を手掛かりに―」(『市大日本史』二二、二〇一〇年)。

(72) たとえば、日限を定めて論人の主張を聞き届ける手続は、後に『六角氏式目』五五条「年貢借与物催促事」のなかに位置づけられる。

【13年9月10日受付、10月29日受理】

【表】 伊庭氏発給文書

NO	年月日	差出	宛所	内容	上意文書	上意文言	書留文言	伝来	出典
1	延文4(1359).10.17	(伊庭)常智・(三上)玄妙	沙汰人中	寺用米直務認定			執	△	東寺百合文書た
2	康安元(1361).7.26	盛実・(伊庭)常智	林太郎兵衛尉	御寺米算用指示			執	△	東寺百合文書け
3	応永35(1428).閏3.2	満員	須田北殿・猪子入道	相論裁定・執行	奉	御奉書成候上者	執	△	今堀日吉神社文書
4	正長元(1429).11.14	伊庭六郎左衛門尉満貞	鳥郷成上坊御代官	年貢徴収一時停止			執	△	東寺百合文書夕
5	永享9(1438).3.24	貞元	御奉行所	年貢代進上			執	△	東寺百合文書し
6	文安5(1445).6.21	満澄	湖上奥嶋開所	過所		任去二月七日御奉書旨	執	△	南禅寺文書
7	文安(1444~49).5.15	伊庭満澄	山中太郎左衛門・九里次郎左衛門	用水相論裁定		公方御奉書如此	執	△	山中文書
8	宝徳2(1450).4.11	出羽守(満澄カ)	大野木弾正	諸役催促停止	当	任御判之旨	執	△	大原観音寺文書
9	"	満隆(満澄カ)	大野木源正	用水徴免停止	奉	任御奉書之旨	執	△	大原観音寺文書
10	宝徳3.6.27	出羽守(満澄)	諸岡奉行御中	過所	奉	重而御奉書之上者	執	△	南禅寺文書
11	享徳2(1453).2.22	出羽守(満澄)	久郷・久松新右衛門入道	年貢押領停止			執	△	東寺百合文書ク
12	"	満澄	久郷・久松新右衛門入道	年貢未進停止			執	△	東寺百合文書ク
13	享徳2.8.11	出羽守(満澄)	久松新右衛門入道	代官職補任・合力要請	奉	任御奉書之旨	執	△	東寺百合文書ク
14	享徳2.11.7	出羽守(満澄)	九里次郎左衛門	違乱停止			執	△	東寺百合文書ル
15	享徳2.12.22	出羽守(満澄)	九里次郎左衛門	違乱停止・参洛指示			執	△	東寺百合文書フ
16	長禄2(1458).5.25	出羽守(満澄)	小野弾正	知行返付	山	任御奉書之旨	執	△	冷泉家古文書
17	"	出羽守(満澄)	九里次郎左衛門尉	網持相論・物忌停止	奉	任御奉書之旨	執	△	賀茂別雷神社文書
18	年未詳.5.7	満澄	東禅院	代官内部阻止			執	△	岡本文書
19	寛正5(1464).12.4	貞隆	横山将監・九里三郎左衛門	呉服座相論裁定	奉	被成御奉書上者	執	△	今堀日吉神社文書
20	寛正6.6.12	貞隆	保内商買中	押取物返付	奉	任御奉書旨	執	△	今堀日吉神社文書
21	応仁3(1469).5.4	貞隆	山中筑前守	給分渡付	奉	任御奉書之旨	執	△	黒川文書
22	文明元(1469).12.3	貞隆	望月弥次郎	給恩宛行	奉	為御給分被仰付	執	×	木村政延氏所蔵文書
23	文明3.10.28	伊庭貞隆	黒川与四郎	年貢催促要請			執	△	黒川文書
24	文明5.3.19	貞隆	保内商売人中	塩荷駄別押取停止			執	△	今堀日吉神社文書
25	文明10.12.12	貞隆	九里三郎左衛門尉・名主中	年貢未進停止			執	△	賀茂別雷神社文書
26	文明12.11.21	伊庭貞隆	山門行者御中	要脚免許			執	△	葛川明王院文書
27	文明15.11.10	貞隆	竹生島年行事御坊	段銭・諸公事免許			執	△	竹生島文書
28	文明16.9.22	貞隆	覺阿亮陀仏	諸公事免許			執	△	金蓮寺文書

29	文明16. 9. 22	貞隆	上笠園禪光坊	諸公事免許			状	金蓮寺文書
30	文明16~18. 11. 2	貞隆	龜川新右衛門尉	幕命披露			恐	集辻俊六氏所蔵文書
31	延徳元(1489). 11. 10	出羽守(貞隆)	望月将監	給恩宛行	奉	御奉書并 貴札 委細蒙仰候 任御奉書旨	状	木村政延氏所蔵文書
32	延徳元. 11. 21	出羽守(貞隆)	岩根三郎沙汰人御中	連乱停止要請		以 公方御成敗 之旨	×	木村政延氏所蔵文書
33	延徳2. 9. 20	出羽守(貞隆)	賀茂庄名主沙汰人中・安養寺・須田七郎	年貢納入停止		重而被成御奉書 上者	状	賀茂別當神社文書
34	延徳2. 9. 25	出羽守(貞隆)	下司本家方名主沙汰人	年貢納入停止			状	賀茂別當神社文書
35	延徳3. 8. 27	貞隆	佐治太郎	感状			恐	小佐治文書
36	明応2(1493). 後4. 16	出羽守(貞隆)	当庄築衆中	鷹要脚免除			状	兵主神社文書
37	明応2. 6. 27	出羽守(貞隆)	兵主神館	段銭要脚免除			状	兵主神社文書
38	明応2. 9. 8	出羽守(貞隆)	目賀田	段銭免除			恐	永源寺文書
39	明応2. 11. 9	出羽守(貞隆)	田上牧庄名主百姓中	寺領渡付			状	永源寺文書
40	明応3. 6. 26	出羽守(貞隆)	蓮保庄名主沙汰人中	用水相論裁定		先年如御成敗	状	江頭文書
41	"	伊庭左京亮高隆	蓮保庄名主沙汰人中	用水相論裁定		先年任御成敗之旨	状	江頭文書
42	明応3. 12. 14	出羽守(貞隆)	兵主神館	社領安堵		先年如成敗	状	兵主神社文書
43	明応4. 12. 21	出羽守(貞隆)	山上六ヶ寺・同各庵納所禪師	上納分免除			状	永源寺文書
44	明応5. 5. 3	出羽守(貞隆)	橋本名主百姓中	公事物置留停止			状	井関文書
45	明応6. 6. 14	出羽守(貞隆)	当島年行事御房	諸公事等免除		任奉書之旨	状	竹生島文書
46	明応6. 6. 18	貞隆	竹生島年行事御房	非分停止	奉	申調奉書	状	竹生島文書
47	明応6. 12. 20	出羽守(貞隆)	比牟礼八幡宮	禁制	奉	任御奉書状旨	状	比牟礼八幡神社文書
48	文亀元(1501). 3. 29	出羽守(貞隆)	長命寺	臨時要脚免除			状	長命寺文書
49	文亀2. 8. 10	出羽守(貞隆)	保内商人中	呉服座相論裁定			状	今堀日吉神社文書
50	文亀2. 12. 21	貞隆	佐治玄蕃	感状			恐	小佐治文書
51	文亀2. 12. 26	伊庭貞隆	安富殿	職況報告			恐	古今消息集
52	文亀3. 3. 17	貞隆	佐治玄蕃允	感状			恐	小佐治文書
53	"	貞隆	佐治玄蕃允	感状			恐	小佐治文書
54	永正元(1504). 閏3. 27	出羽守(貞隆)	百濟寺政所御房	寺領安堵			状	百濟寺文書
55	永正元. 7. 10	出羽守(貞隆)	馬淵百姓中	年貢納入命令	奉		状	黒川文書
56	永正元カ. 7. 29	出羽守(貞隆)	黒川修理進	眺望停止			恐	黒川文書
57	永正元. 8. 27	出羽守(貞隆)	黒川修理亮	眺望停止	奉		状	黒川文書
58	永正元カ. 9. 10	貞隆	馬淵郷被官中	連乱停止		任御奉書之旨	恐	黒川文書
59	永正元. 12. 13	出羽守(貞隆)	保内商売人中	越境足子商売停止			状	今堀日吉神社文書
60	永正初. 2. 25	出羽守(貞隆)	—	要脚賦課停止			恐	黒川文書
61	永正4. 11. 21	出羽守(貞隆)	御蘭中郷公文	段銭催促停止		被成御判之条	状	永源寺文書
62	永正5. 8. 8	出羽守(貞隆)	小松庄沙汰人百姓中	堀相論裁定			状	伊藤晋氏所蔵文書
63	永正6. 後8. 17	出羽守(貞隆)	橋本名主百姓中	草刈場相論裁定			状	橋本左右神社文書
64	永正6. 10. 16	出羽守(貞隆)	横山新二郎	連乱停止要請			恐	橋本左右神社文書
65	永正7. 4. 14	出羽守(貞隆)	小松沙汰人中	下地檢新			状	伊藤晋氏所蔵文書
66	永正7. 6. 25	出羽守(貞隆)	横山	檢新指示			一	橋本左右神社文書
67	"	出羽守(貞隆)	橋本名主百姓中	草刈場相論裁定			状	橋本左右神社文書
68	"	出羽守(貞隆)	橋本名主百姓中	草刈場相論裁定			状	橋本左右神社文書
69	"	出羽守(貞隆)	河上名主百姓中	草刈場相論裁定			状	橋本左右神社文書
70	永正7. 7. 10	出羽守(貞隆)	(伊庭)右京亮・吉田修理亮	用水相論裁定		任奉書之旨	状	官井文書
71	永正8. 2. 28	出羽守(貞隆)	(伊庭)右京亮・当所并衆中	用水相論裁定		任奉書遵行旨	状	官井文書
72	"	貞隆	(伊庭)右京亮・当所并衆中	用水相論裁定		任奉書旨	状	官井文書
73	永正8. 3. 23	出羽守(貞隆)	当山六ヶ寺納所禪師	段銭免除	奉	任奉書旨	状	永源寺文書
74	永正8. 3. 26	出羽守(貞隆)	小倉兵庫助・同右京亮・同左京亮・飯高六箇寺納所禪師	年貢未進、作職規定	奉	任奉書旨	状	永源寺文書
75	永正8. 3. 26	出羽守(貞隆)	在々所々名主沙汰人百姓中	諸公事賦課停止	奉	任奉書旨	状	永源寺文書
76	永正8. 4. 2	貞隆	所々散在段銭要脚奉行中・名主沙汰人中	段銭・要脚免除	奉	被成 御判訖	状	永源寺文書
77	永正9. 正4. 3	出羽守(貞隆)	橋本地下人中	登城要請			状	橋本左右神社文書
78	永正9. 5. 14	貞隆	当寺御住持	諸役免除		任 御判旨	状	永源寺文書
79	永正9. 9. 13	貞隆	半井	築調合要請			恐	尊經閣古文書集
80	永正10. 10. 27	貞隆	諸浦中	知行分返付			状	居初文書
81	"	貞口	堅田惣庄中	知行分返付			状	堅田小番城文書
82	永正12. 6. 10	出羽守(貞隆)	小口百姓中	押領停止			状	永源寺文書
83	永正カ. 7. 5	出羽守(貞隆)	小松範	登城命令			恐	伊藤晋氏所蔵文書
84	長祿2以降. 6. 9	貞隆	大野藏人	礼状			恐	頓官文書
85	文明17以降. 3. 27	貞隆	祇園執行御坊	連乱宛行	為	上意押領候	恐	八坂神社文書
86	文明17以降. 8. 5	貞隆	朽木	礼状			恐	朽木文書
87	延徳2以降. 11. 24	出羽守(貞隆)	慈恩寺観音院	末寺安堵			恐	来迎寺文書
88	延徳3以降. 8. 22	貞隆	越中	押領停止、合力依頼			恐	来迎寺文書
89	年未詳. 6. 21	伊庭出羽守貞真	来福寺侍者御中	年貢納入指示		為御給被仰付候間	恐	山中文書

上意文書…伊庭氏の文書が六角氏権力内の上位者の文書とセットで発給された場合、その上位者の文書が何かを類型的に示した項目(奉=六角氏奉行入奉書、当=六角氏当主書下、山=山内氏遊行状)／上意文言…伊庭氏の発給文書に上意(六角氏当主の指示など)を示す文言が盛り込まれている場合、その文言を記載した／書留文言…恐=恐々謹言もしくは恐惶謹言、状=仍状如件、執=仍執謹如件/伝来…△=案文、×=写、空白=正文

# A study of shugo's power in Japanese Sengoku era with regard to shugo's major vassals —the case of Omi Iba—

SHINYA Kazuyuki

After the middle of the 15<sup>th</sup> century, in Japan, most of the “shugo” -Japanese feudal lord- returned to their land and concentrated on land control. At the same time, they collided with their vassals who led shugo's land control. In general, shugo banished their major vassals and turned to “sengoku daimyo”. But it's not true that the rise of shugo's vassals caused the conflicts in the organization of shugo, because these vassals also supported shugo' control. So I studied the factor shugo's conflict in Omi.

In the early 16<sup>th</sup> century, “Rokkaku-shi” -the feudal lord of Omi- deported his vassal “Iba-shi” after the twice dispute. Many researchers think that they conflicted because Iba-shi led Omi control. But Rokkaku-shi admitted Iba-shi's role in his organization, and Iba-shi didn't deny the system of Rokkaku-shi, too. In fact, the conflict of “shogun” -the national leader of medieval Japan- caused this case. In this conflict, Iba-shi consider not only Rokkaku-shi's intention, but also the opinion of “Hosokawa Keicho” who conflicted with Rokkaku-shi, and his own vassal's request. This case isn't the struggle for supremacy in Rokkaku-shi's organization, but phenomenon in connection with the change of politics and society.